OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	故意の諸相 : 規範的責任論の再構成
Author(s)	重井, 輝忠
Citation	大阪大学, 2001, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/42237
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

氏名	重井輝忠（しげい てるただ）
博士の専攻分野の名称	博士（法学）
学位記番号	第 15926 号
学位授与年月日	平成13年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科公法学専攻
学位論文名	故意の諸相 －規範的責任論の再構成－
論文審査委員	（主査） 教授 佐久間 修 （副査） 教授 村上 武則　教授 松浦 好治

論文内容の要旨

本論文は、刑法上、規範的責任論を徹底した場合、故意の構造が段階的に明らかになる過程の提示を試みる。

まず、違法性の意識が、故意論の中でどのような位置づけを与えられるべきかを論じる。従来の学説が、単に抽象的な非難可能性を論じてきたわけではなく、行為者に反対動機ないしその形成可能性を用いてきたことに着目し、これらと非難可能性の関係を検討することで、当該行為以前に行為者に規範が与えられていることが不可欠であることを論証する。

次に、実際に違法性の意識が問題になる場合として違法性の錯誤を検討する。まず、典型的な事案である「百円札模造事件」判決を手がかりとして、違法性の意識の内容となりうる意識が、従来の学説で説明されてきたように、画一的に捉えられないことを明らかにする。さらに、自然犯法定犯区別説を手がかりとして、両者を区別する際に根底となった前法規的規範の有無に着目し、行為者に対する非難可能性の有無を検討する。

さらに、犯罪事実の認識について、規範的責任論の中での位置づけを検討する。その際、実質的観点から事実認識の内容を構成する見解が、近時有力に主張されるが、行為者が最初に得る認識内容は裸の事実についてである。そこで、裸の事実認識と意味の認識について検討を加え、意味の認識論は行為者の裸の事実認識に対する事後的「評価」にほかならないことを明らかにし、その上で、事実認識の体系的位置づけを検討する。

最後に、道路交通法上の標識による規制を素材に故意概念を考察し、従来の学説の妥当性を検証しつつ自説の展開を試みる。まず、道交法上の規制態様に着目し、法律ないし標識についての知識が違法性の意識の前提であると同時に事実認識の前提である点に注目する。さらに、各犯罪類型にあって事実認識が規範知識を前提とするか否かで区分し、かかる区別と、違法性の意識の重層的な構造を前提とする自説との関係を検討し、規範知識の不存在が事実認識を否定する場合がありうることを論証する。

論文審査の結果の要旨

本論文は、故意における事実認識と違法性の意識をめぐる議論の中で、従来、両者の意義と認識内容が十分に分析されなかった状況を踏まえて、その違いを明確にする媒介項として「規範知識」という概念を設ける一方、こうした

考え方を、行政刑罰法規における違法性の意識の問題に当てはめることで、いわゆる厳格故意説（違法性の意識必要説）の見地から、解釈論上も妥当な帰結を導こうとするものである。

なるほど、本論文における考察の視座は、もっぱら理論的な見地にもとづくものであるが、同時に、いわゆる法定犯における故意犯と過失犯の限界に関して判断の枠組みと実践的な基準を呈示している。すなわち、故意犯では、犯行を開始する以前に法的禁止の前提となる一般知識が求められ、それが違法性の意識を導くための「裸の行為事実」に先行するとして、むしろ、通常の事実認識とは区別すべき場合があるというのである。こうした位置づけにより、厳格故意説が法定犯で直面する不都合な帰結を回避するとともに、両者の違いを明確にしないまま、一括して故意責任の所在を問題にする制限故意説に対して、違法性の意識の評価に過剰な内容を与えるという批判を展開する。

もちろん、本論文で批判の対象となった実質的故意論や制限故意説は、いわゆる規範的責任論からただちに演繹されたわけではない。また、近時の故意論は、過失概念の変遷や原因において自由な行為の法理など、旧来の責任理論が次第に変容してきた流れに対応するものであった。その意味で、これまでの議論の経緯に鑑みるとき、本論文の示した分析の手法がどこまで既存の学説に影響を与えるかは未知数であり、今後は、刑事責任論の本質にまで掘り下げた研究が望ましいであろう。しかし、本論文が、過去の学説で不分明であった「犯罪事実の表象・認識」全体を、「規範知識」、「事実の認識」および「規範的事実の認識」に分けて分析・整理した点では、故意概念を検討・吟味する際の一つの視点を提供するのみならず、前述した刑事責任の本質論については、すでに本論文中でも、今後取り組むべき課題である旨明示されており、こうした将来の展望を含めた本論文の内容は、博士号を授与するに足りる十分な業績であると判断した。